

塩尻市地域防災計画 風水害対策編

令和7年度修正

新旧対照表

【風水害策編】第1章第3節

| 新 | | 旧 | | 修正理由・備考 |
|--|---|--|---|--------------------|
| <p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>6 指定地方行政機関</p> | | <p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務または業務の大綱</p> <p>6 指定地方行政機関</p> | | <p>県の計画に合わせて追記</p> |
| 機関の名称 | 処理すべき事務または業務の大綱 | 機関の名称 | 処理すべき事務または業務の大綱 | |
| (略) | | (略) | | |
| <p>(7) 東京管区気象台 (長野地方気象台)</p> | <p>ア <u>気象、地象、地動及び水象</u>の観測並びにその成果の収集及び発表</p> <p>イ <u>気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象</u>の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p> | <p>(7) 東京管区気象台 (長野地方気象台)</p> | <p>ア <u>気象等</u>の観測及びその成果の収集、発表</p> <p>イ <u>気象等</u>の予報・<u>警報等</u>の発表、伝達及び解説</p> <p>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</p> <p>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</p> <p>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</p> | |
| (略) | | (略) | | |
| <p>(略)</p> <p>9 指定地方公共機関</p> | | <p>(略)</p> <p>9 指定地方公共機関</p> | | |
| 機関の名称 | 処理すべき事務または業務の大綱 | 機関の名称 | 処理すべき事務または業務の大綱 | |
| (略) | | (略) | | |
| (4) 放送各社 | (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、 | (4) 放送各社 | (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、 | |

| | | | | |
|---|--|---|--|--|
| <p>長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、しおじりコミュニティ放送(株)</p> <p><u>天気</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</p> | | <p>長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、しおじりコミュニティ放送(株)</p> <p><u>気象</u>予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</p> | | |
| (略) | | (略) | | |
| | | | | |

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|---|---|-----------------------|
| <p style="text-align: center;">第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>h <u>宅地造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>j 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所 有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</p> <p><u>k アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>l</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害の対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> | <p style="text-align: center;">第1節 風水害に強いまちづくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>h <u>危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の<u>是正指導</u>を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>j 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所 有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>k</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害の対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> | <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>ウ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>d <u>宅地造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規則法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、市と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>f 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用を円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うように努めるものとする。</p> <p><u>g アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>h</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>エ 関係機関が実施する計画</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。また、平時より病院の</p> | <p>ウ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>d <u>危険な盛土が確認された場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>f 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用を円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うように努めるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>k</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>エ 関係機関が実施する計画</p> <p>(イ) ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>e 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておくものとする。また、平時より病院の基</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p>基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。なお、<u>浸水想定区域（洪水・雨水出水）に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じるものとする。</u></p> | <p>本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくものとする。なお、<u>自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。</u></p> | |
|--|--|--|

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|--|--|-----------------------|
| <p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>こうした事態をあらかじめ予測して万全な備えをする中で、迅速で円滑かつ安全な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p>また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の<u>感染症対策</u>や生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）が実施する計画</p> | <p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害の発生時には、まず行政、市民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。</p> <p>こうした事態をあらかじめ予測して万全な備えをする中で、迅速で円滑かつ安全な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。</p> <p>また、<u>避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ</u>、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市及び県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）が実施する計画</p> | <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> |

(カ) 市は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の対応に関する情報を提供するものとする。

(略)

2 避難場所の確保

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

(7) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入方法等について、市民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市地域防災計画に掲載するものとする。

(略)

3 避難所の確保

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

(ケ) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換

(カ) 市は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供するものとする。

(略)

2 避難場所の確保

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

(7) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、市民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

(略)

3 避難所の確保

(2) 実施計画

ア 市が実施する計画

(ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止する

| | | |
|--|--|--|
| <p>気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。</p> <p>なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。<u>なお</u>、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保される</p> | <p>ことを想定した整備に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。</p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス</u>感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの常設に努める。<u>また</u>、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備</p> | |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p>よう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。</p> <p><u>(キ) 避難所が円滑に開設されるように、好事例の展開や研修の実施等、必要な支援に努めるものとする。(危機管理部)</u></p> <p>6 <u>避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u></p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難所及び被災者が少なからず発生した。</u></p> <p><u>また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。</u></p> <p><u>このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p><u>(7) 保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れる</u></p> | <p>等の整備の支援を行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>6 在宅避難者等の支援</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p><u>以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。</u></p> <p><u>ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者またはライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）</u></p> <p><u>加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。</u></p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p><u>住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等 避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努める。</u></p> | |
|--|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p><u>ことが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を市とともに検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を市とともに検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>イ 県が実施する計画（危機管理部、健康福祉部）</p> <p><u>(7) 保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、市とともに検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を市とともに検討するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を市とともに検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報に努めるものとする。</u></p> | <p>イ 県が実施する計画</p> <p><u>在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。</u></p> | |
|--|--|--|

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|---|---|-----------------------|
| <p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(エ) <u>第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路及び第3次緊急輸送道路</u>を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。(建設部)</p> <p>(略)</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画</p> <p>(イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。(関東・中部地方整備局)</p> <p><u>(ウ) 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、道路啓開等の計画を作成する。(関東・中部地方整備局)</u></p> <p>(エ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。(関東・中部地方整備局)</p> <p>(オ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施</p> | <p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する計画</p> <p>(エ) <u>一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路</u>を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進するものとする。(建設部)</p> <p>(略)</p> <p>ウ 関係機関が実施する計画</p> <p>(イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。(関東・中部地方整備局)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(ウ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。(関東・中部地方整備局)</p> <p>(エ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を</p> | <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>するものとする。(関東・中部地方整備局)</p> <p>(カ) 既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を推進するものとする。</p> <p>また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進めるものとする。(関東・中部地方整備局)</p> <p>(キ) 日常から施設の点検調査を実施し、状況把握に努め、状況により補修工事を実施するものとする。(中日本高速道路㈱、関東・中部地方整備局)</p> <p>(ク) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(中日本高速道路㈱、関東・中部地方整備局)</p> | <p>実施するものとする。(関東・中部地方整備局)</p> <p>(カ) 既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を推進するものとする。</p> <p>また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進めるものとする。(関東・中部地方整備局)</p> <p>(キ) 日常から施設の点検調査を実施し、状況把握に努め、状況により補修工事を実施するものとする。(中日本高速道路㈱、関東・中部地方整備局)</p> <p>(ク) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(中日本高速道路㈱、関東・中部地方整備局)</p> | |
|--|--|--|

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|---|---|-----------------------|
| <p style="text-align: center;">第3節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 市民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<u>火山防災の日</u>、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>(ス) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p> | <p style="text-align: center;">第3節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 市民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 市が実施する計画</p> <p>(ケ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>(ス) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮</p> | <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>(略)</p> <p>イ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行うものとする。</p> <p><u>なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、<u>火山防災の日</u>、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>また、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(シ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件</p> | <p>した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 県が実施する計画（全部局）</p> <p>(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行うものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ク) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>また、市民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(シ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件</p> | |
|--|---|--|

| | | |
|---|---|--|
| <p>に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> | <p>に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、市民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> | |
|---|---|--|

| 新 | | 旧 | | 修正理由・備考 |
|--|--|--|--|--------------------|
| 第1節 災害直前活動 | | 第1節 災害直前活動 | | 県の計画の記載 に合わせて修正 |
| 第4 警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (1) 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。 <u>なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。</u> (略) 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの） | | 第4 警報等の種類及び発表基準 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (1) 特別警報・警報・注意報 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。 <u>(新設)</u> (略) 特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの） | | |
| 特別警報・警報・注意報の種類 | 概要 | 特別警報・警報・注意報の種類 | 概要 | |
| (略) | | (略) | | |
| 特別警報 | 大雨特別警報 | 特別警報 | 大雨特別警報 | |
| | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記され | | 大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記され | |

| | |
|-------|--|
| | る。災害が発生または切迫している状況で、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |
| (以下略) | |

(2) 雨を要因とする特別警報の指標

イ 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1 km格子が概ね10個以上まわって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

(3) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(4) 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を

| | |
|-------|--|
| | る。災害が発生または切迫している状況で <u>あり</u> 、命の危険が <u>迫っているため</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |
| (以下略) | |

(2) 雨を要因とする特別警報の指標

イ 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1 km格子が概ね10個以上まわって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

(3) 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

(4) 雪を要因とする特別警報の指標

府県予報区程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報

表する。

警報・注意報発表基準一覧表（令和6年5月23日現在）

大雨及び洪水警報・注意報発表基準

別表1

大雨警報基準（令和6年5月23日現在）

| | 浸水害 表面雨量指数基準 | 土砂災害 土壌雨量指数基準 |
|---------|-----------------|------------------|
| 松本地域 塩尻 | 11 | <u>107</u> |
| 木曾地域 橿川 | 9 | <u>130</u> |

別表2

洪水警報基準（令和6年5月23日現在）

別表3

大雨注意報基準（令和6年5月23日現在）

| | 浸水害 表面雨量指数基準 | 土砂災害 土壌雨量指数基準 |
|---------|-----------------|------------------|
| 松本地域 塩尻 | 5 | 85 |
| 木曾地域 橿川 | 6 | <u>104</u> |

別表4

洪水注意報基準（令和6年5月23日現在）

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水

を発表する。

警報・注意報発表基準一覧表（令和5年6月8日現在）

大雨及び洪水警報・注意報発表基準

別表1

大雨警報基準（令和5年6月8日現在）

| | 浸水害 表面雨量指数基準 | 土砂災害 土壌雨量指数基準 |
|---------|-----------------|------------------|
| 松本地域 塩尻 | 11 | <u>105</u> |
| 木曾地域 橿川 | 9 | <u>133</u> |

別表2

洪水警報基準（令和5年6月8日現在）

別表3

大雨注意報基準（令和5年6月8日現在）

| | 浸水害 表面雨量指数基準 | 土砂災害 土壌雨量指数基準 |
|---------|-----------------|------------------|
| 松本地域 塩尻 | 5 | 85 |
| 木曾地域 橿川 | 6 | <u>106</u> |

別表4

洪水注意報基準（令和5年6月8日現在）

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水

位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

| 種類 | 情報名 | 発表基準 |
|------|--------|--|
| 洪水警報 | 氾濫発生情報 | 洪水予報区域内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険が <u>あり</u> 直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 |
| | 氾濫危険情報 | 基準地点の水位が氾濫危険水位に <u>到達</u> したとき、氾濫危険水位を <u>超える</u> 状況が継続しているとき、または <u>急激な水位上昇によりまもなく</u> 氾濫する可能性のある水位を <u>超え、さらに水位の上昇が見込まれる</u> ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 <u>避難指示</u> の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 |
| | 氾濫警戒情報 | 基準地点の水位が <u>氾濫危険水位に到達すると見込まれる</u> とき、 <u>避難判断水位に到達し更に</u> 水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| (略) | | |

(略)

位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

| 種類 | 情報名 | 発表基準 |
|------|--------|---|
| 洪水警報 | 氾濫発生情報 | 洪水予報区域内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況 <u>であり</u> 、命の危険が <u>迫っているため</u> 直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。 |
| | 氾濫危険情報 | 基準地点の水位が氾濫危険水位に <u>達</u> したとき、氾濫危険水位 <u>以上</u> の状況が継続しているとき、または <u>水位が急激に上昇し3時間以内に</u> 氾濫する可能性のある水位に <u>到達する見通しとなった</u> ときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、 <u>避難情報</u> の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 |
| | 氾濫警戒情報 | 基準地点の水位が <u>一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれる</u> とき、 <u>あるいは避難判断水位に達し、更に</u> 水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 |
| (略) | | |

(略)

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等
警報の危険度分布（キキクル）等の概要

| 種類 | 概要 |
|--------------------------|---|
| 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル） | 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予想を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認</u> することができる。 |
| 大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル） | 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認</u> することができる。 |
| 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル） | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>危険度が高まっている場所を面的に確認</u> することができる。 |

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等
警報の危険度分布（キキクル）等の概要

| 種類 | 概要 |
|--------------------------|--|
| 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル） | 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予想を、地図上で1km四方の領域（メッシュ）ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、 <u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握</u> することができる。 |
| 大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル） | 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを面的に確認</u> することができる。 |
| 洪水警報の危険度分布（洪水キキクル） | 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、 <u>どこで危険度が高まるかを面的に確認</u> することができる。 |

| | |
|--------------------|--|
| 危険度分布（キキクル）の色が持つ意味 | <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる脅威レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる脅威レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 流域雨量指数の予測値 | <p><u>各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分毎に更新している。</u></p> |

(略)

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するための「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状

| | |
|--------------------|--|
| 危険度分布（キキクル）の色が持つ意味 | <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる脅威レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる脅威レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 |
| 流域雨量指数の予測値 | <p><u>水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で示したものを、常時10分毎に更新している。</u></p> |

(略)

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するための「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に

降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な被害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ機器感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。（塩尻市については、旧塩尻市と旧檜川村で分かれる）なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

警報等伝達系統図

- 1 注意報・警報及び情報
- (2) 通信途絶時の代替経路

| 機関名 | 加入電話 FAX |
|-------------|-------------|
| <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> |

激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(新設)

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険性がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。（塩尻市については、旧塩尻市と旧檜川村で分かれる）なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

警報等伝達系統図

- 1 注意報・警報及び情報
- (2) 通信途絶時の代替経路

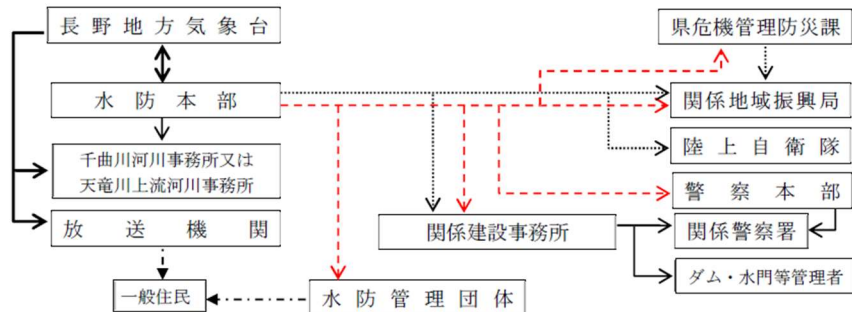
| 機関名 | 加入電話 FAX |
|-------------|---|
| 東日本電信電話株式会社 | 電話番号：03-6713-3834(平日 9:30-17:30) FAX 番号：03-6716-1041 |

2 水防警報等

(1) 伝達系等

ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

県管理河川（千曲川上流・下流、裾花川、奈良井川、諏訪湖）



- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。
 - - - - は、電子メールによる伝達を示す。
 - . - . - は、その他による伝達を示す。

千曲川上流は、佐久・上田地域振興局、佐久 (佐久北部事務所を含む)・上田建設事務所

千曲川下流は、北信地域振興局、北信建設事務所

裾花川は、長野地域振興局、長野建設事務所

奈良井川は、松本地域振興局、松本建設事務所

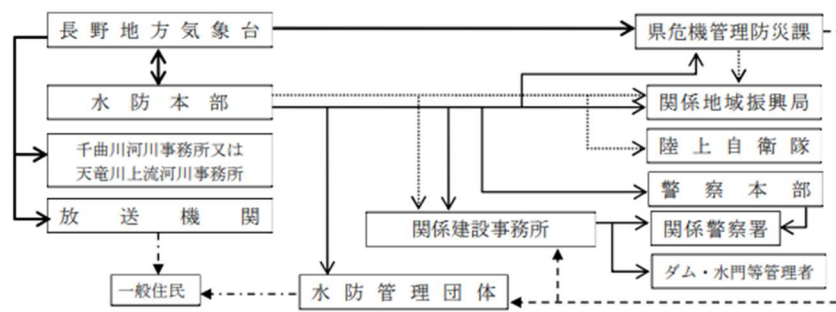
諏訪湖は、諏訪地域振興局、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所

2 水防警報等

(1) 伝達系等

ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

県管理河川（千曲川上流、裾花川、奈良井川、諏訪湖）



- (注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。
 ——— は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。
 - - - - は、電子メールによる伝達を示す。
 - . - . - は、その他による伝達を示す。

千曲川上流は、佐久・上田地域振興局、南佐久・佐久・上田建設事務所

裾花川は、長野地域振興局、長野建設事務所

奈良井川は、松本地域振興局、松本建設事務所

諏訪湖は、諏訪地域振興局、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所

| 新 | 旧 | 修正理由・備考 |
|--|--|-----------------------|
| <p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(イ) 市から被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定制度の支援を要請され、必要があると認められる場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行うものとする。</p> <p>なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。（建設部）</p> | <p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 県が実施する対策</p> <p>(イ) 市から被災建築物（震災に限る。）や宅地の危険度判定制度の支援を要請され、必要があると認められる場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行うものとする。</p> <p>なお、職員の派遣先において、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。（建設部）</p> | <p>県の計画の記載に合わせて修正</p> |